

学校法人純心女子学園 長崎純心大学 ガバナンス・コード遵守状況

2024年9月

「長崎純心大学 ガバナンス・コード」の遵守状況について、下記のとおり点検いたしました。遵守状況は、次の表のとおりです。

◎本学は、日本私立大学協会のガバナンス・コードに準拠し作成しています。

長崎純心大学 ガバナンス・コード 遵守状況

項目		状況	備考
第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重			
1-1	建学の精神	(1) 建学の精神・理念	学園標語「マリアさま いやなことは私がよるこんで」、大学のモットー「知恵のみちを歩み 人と世界に奉仕する」に基づく人材養成につとめています。
		(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	
1-2	教育と研究の目的(私立大学の使命)	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	
		(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	
		(3) 私立大学の社会的責任等	
第2章 安全性・継続性(学校法人運営の基本)			
2-1	理事会	(1) 理事会の役割	学校法人純心女子学園寄附行為に基づき、適正に運営しています。 理事 8名、監事 2名、評議員 19名を配置しています。 理事、監事、評議員は文部科学省、カトリック学校連合会等が実施する研修会等に参加しています。 監事は、規程に則り、監査を実施しています。また、公認会計士とも連携をはかっています。
2-2	理事	(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	
		(2) 学内理事の役割	
		(3) 外部理事の役割	
		(4) 理事への研修機会の提供と充実	
2-3	監事	(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	
		(2) 監事の選任	
		(3) 監事監査基準	
		(4) 監事業務を支援するための体制整備	
2-4	評議員会	(1) 諮問機関としての役割	
		(2) 議事運営方法の改善	
		(3) 業務若しくは財産の状況又は役員の業務の執行について	
		(4) 監事の選任について	
2-5	評議員	(1) 評議員の選任	
		(2) 評議員への研修機会の提供と充実	
第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)			
3-1	学長	(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	学則及び学内の諸規定に従って、適正に運営しています。 学長のもとに、副学長、学部長等を置き、学長をサポートしています。 教授会は、学則及び教授会規程に則り、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として設置しています。
		(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	
3-2	教授会	(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)			
4-1	学生に対して	(1) 3つの方針(ポリシー)について	3ポリシーを明確にし、学生に示しています。 効果的な管理・運営を図るため、教職協働を推進しています。 毎年自己点検評価報告書を作成し、公表しています。 大学基準協会に認証評価を受審します。 長崎の地にある大学として、広く社会貢献・地域連携を行っています。
4-2	教職員に対して	(1) 教職協働	
		(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	
4-3	社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	
		(2) 社会貢献・地域連携	
4-4	危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	
		(2) 法令遵守のための体制整備	
第5章 透明性の確保(情報公開)			
5-1	情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	本学園のホームページにおいて、寄附行為、財務状況、事業計画・事業報告、役員名を公開しています。 事業所ごとに広報誌を作成し、広く配付しています。
		(2) 自主的な情報公開	
		(3) 情報公開の工夫	

状況: ○=概ねできている △=不十分である ×=できていない